

社会資本整備審議会建築分科会（第17回）

日 時：平成18年2月1日（水）

16時10分～17時

場 所：経済産業省 別館8階 825号会議室

【開 会】

○事務局 本日はお忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料1、名簿でございます。1枚紙でございます。

資料2、部会のほうの審議の経過でございます。

資料3-1、本分科会の報告案と、昨日行いました都市計画部会の報告の全体概要を1枚にまとめたものでございます。

資料3-2、本日ご審議いただく社会資本整備審議会の答申案としてのものでございます。

資料3-3、分厚いものでございますが、データ集、補足資料でございます。

その後、参考資料になりまして、参考資料1につきましては、部会からの報告でございますけれども、中身は同じでございますので、表紙等で省略させていただいております。

参考資料2は、パブリックコメントの結果と対応の概要でございます。

参考資料3は、昨日開催された都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会にて確定した報告でございます。

以上でございます。欠落等ございましたら、事務局のほうまでお申し出いただきたいと思っております。

本日ご出席の委員の皆様方は16名でございます。建築分科会委員総数28名の3分の1に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条第3項により、本分科会が成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事は、お手元にお配りしております議事次第のとおりでございます。

それでは、議事進行につきまして、分科会長にお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○委員 本日は、委員の皆様、雨の中、また大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまから第17回建築分科会を開会いたします。

まず最初は、「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方について」答申案の審議でございます。

本議題につきましては、昨年7月4日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対しまして諮問をいただき、調査・審議につきましては、会長より当建築分科会に付託されました。当分科会におきましては、市街地の再編に対応した建築物整備部会を設置し、議論を行ってきたところでございます。

このたび部会報告が取りまとめられましたので、部会長よりご報告をいただいた上で審議を進めてまいりたいと考えております。部会長、よろしくお願いいたします。

○委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

経緯については、分科会長から説明がございましたので、省かせていただきます。まとめました部会の報告について、私のほうから報告させていただきます。

はじめに、部会の審議経過について若干ご報告させていただきます。資料2にございますように、昨年8月29日から本日まで、計6回の部会を開催させていただきました。ま

た、本部会と並行いたしましたして、都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会におきまして、中心市街地再生小委員会が設置されまして、中心市街地の再生を図るための都市計画制度の見直しについて審議が進められてまいりました。

また、第2回と第3回の2回の会議では、関係団体、有識者の方々よりヒアリングを行いました。そのヒアリングは、都市計画部会中心市街地再生小委員会と合同で実施したところでございます。

12月2日の第5回の会議において、部会報告案を取りまとめ、12月7日から本年1月6日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしましたところ、大変関心が高く、約1万6,600通という大量のご意見をいただいたところでございます。これらのご意見を踏まえまして、必要な修正を行ったものを、本日、この分科会の前に開催いたしました最終の部会で、市街地の再編に対応した建築物整備部会報告として決定させていただきました。

それでは次に、部会報告の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

部会報告の内容につきましては、本日のこの分科会についてご審議いただく答申案にすべて反映されておりますので、詳細な説明は割愛し、私から概要だけご説明させていただきたいと思っております。

先ほど資料案内の中に資料3-1というのがございます。ここに概要がまとめてあります。

先ほど申し上げましたように、都市計画部会中心市街地再生小委員会においては、本部会と並行して審議が進められ、昨日、小委員会報告が取りまとめられたところでございます。その内容と市街地の再編に対応した建築物整備部会報告の内容は、共通するものがございまして、両方の報告を踏まえて制度改善が実現されることが期待するものであります。両方の部会、小委員会の報告を概要として1枚にまとめさせていただいたものが、今ご覧いただいております資料3-1でございます。

この部会報告では、市街地の再編に対応した建築物整備のあり方に関する基本的な認識として、都市圏内で生活する多くの人にとって暮らしやすい都市をつくるという視点に立ちまして、その重要性を指摘してございます。この認識は、中心市街地再生小委員会報告と共通するものでございます。

この基本的な認識のもとに、見直しの方向として、広域的都市機能の適正立地のための都市計画や建築規制、さらに、機能集積を誘導する支援方策、それぞれをこの資料一覧としてまとめているところでございます。

特に建築規制の見直しについては、インフラや周辺環境に大きな影響を与える公益的都市機能を有する施設として、一定規模以上の店舗、飲食店、劇場、映画館、展示場、遊技場、スタジアム等の建築物について、立地可能な用途地域を見直し、商業地域、近隣商業地域及び準工業地域の3つの用途地域に限って立地できることとし、その他の地域においては、公正透明な都市計画によって立地を可能とする仕組みにすべきである、としてございます。また、用途地域の指定がないいわゆる白地地域においては、用途制限を導入すべきとしてございます。

以上が、本部会で報告としてまとめられた内容でございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、事務局から、部会報告を反映した答申案について読み上げ

をお願いします。

○事務局 資料3-2の答申案について読み上げさせていただきます。

[資料3-2 答申案朗読]

○委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申案につきましてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。ご意見ございませんでしょうか。

ご意見がなければ、お諮りいたします。

ただいまご報告いただきました答申案を当分科会の決定として、社会資本整備審議会会長へ報告させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員 ありがとうございます。それでは、委員の皆様のご賛同を得ましたので、そのように決定させていただきます。

ただいま議決していただきました答申案につきましては、当分科会の結論をもって社会資本整備審議会の答申とすることが適当と認める旨、会長のご了解をあらかじめ得ております。そこで、これを社会資本整備審議会の答申とさせていただきます。本日、国土交通大臣に答申されることとなります。

また、市街地の再編に対応した建築物整備部会における審議は、これをもちまして終了とさせていただきたいと思っております。このたびの答申にあたりましては、当分科会、特に部会の委員の方々には非常にご熱心にご審議をいただき、報告を取りまとめていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、官公庁施設部会から報告があると聞いております。それでは、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、官公庁施設部会の審議状況についてご報告いたします。

官公庁施設部会につきましては、本日1時半から3時半まで、第2回の部会を開催いたしました。国家機関の建築物のストックの有効活用のための官庁営繕行政のあり方についてと題しまして、委員の皆様方にご討議をいただき、さまざまなご意見をいただいております。

1といたしましては、国家機関の建築物のストックの現状と課題、国家機関の建築物ストックを取り巻く社会経済情勢等についてご説明をさせていただいた後、施策展開の方向性につきまして、事務局からご説明をさせていただきました。その中で、次のようなご議論をいただいております。

ストックの有効性の評価を的確に行い、活用すべきストック、建てかえる必要があるものなどについて、十分に峻別すべきである。新築にあたっての民間とのコスト比較につきましては、単純に価格だけで行うべきではない。国の庁舎の持つ意義についても考慮すべきである。エネルギー効率の観点からもストックの有効性について評価すべきである。また、まちづくりの観点からの庁舎の重要性についても議論すべきである。さらに、庁舎に

つきましては、職務能率の増進の観点から質の向上も検討すべきである。また、官庁営繕行政展開の方向性といたしまして、ファシリティマネジメントの意義について議論すべきである、そのような意見をいただいているところであります。

今後の予定といたしましては、再度事務局におきまして論点を整理させていただきまして、来年度当初に次回の部会を開催させていただき、ご意見の集約を行い、その後、そのご意見に基づきまして、当分科会の建議をいただければと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

ただいまの官公庁施設部会からの報告につきまして、ご意見ご質問ございましたら、ご発言をお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきますが、最後に事務局から委員の皆様にご挨拶がありますので、よろしく申し上げます。

○事務局 分科会長をはじめ委員の皆様方にはまことに熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。ただいま審議会答申案としてご決定いただきまして、本当にありがとうございます。私ども、今回の答申案、これからの市街地の再編に対応した建築物整備のあり方について、建築行政の方向を明確に示していただいた画期的なものだというふうに受けとめております。

振り返ると、建築基準法ができてから、我が国が高度経済成長をし、いろいろな産業活動はもちろんでございますけれども、人口も都市に集中してくる。その過程で、建築行政はいかにその中で必要な建築活動を秩序立てて進めていくか。既成市街地におきましても、新市街地におきましても、公共施設がきちんと整備されていないにもかかわらず、圧倒的な需要に対応して建築物がどんどん建っていく。そのようなもろもろの建築活動をいかに秩序立てていくかということに心を砕いておりまして、逐年の制度の改正もそういったことを中心にしておりますけれども、そうしている中で市街地はどんどん拡大し、今日、中心市街地が空洞化している。どうしたらいいかということに直面しているわけでございます。

本来の都市のあり方は、いろいろな活動が稠密に中心部で行われる。人がたくさん住んでいるということはもちろんですけれども、経済活動も稠密に行われる。だから効率がいい。商業にしても、そのほかの生産活動にしても効率がいい。そこに都市が富を生み出す力があるわけでございまして、その原点に返って、これから都市政策であれ、建築行政であれ、進めていくという方向性を示していただいたと受けとめております。

特に今回、外縁部の非線引き白地地域における様々な用途の規制について明確に方針を定めていただいたことは、これからの本来の都市の建築活動のコントロールのあり方について、非常に大きな一歩を踏み出すことができたということで、まことにありがたく、感謝申し上げる次第でございます。

今回決議いただきました答申案につきましては、早速新しい法律、建築基準法の改正案として準備いたしまして、近々、今国会に改正案のご審議をお願いする段取りをとりたいと考えております。示していただいた考え方に沿って、国土交通省としてもしっかり取り組んでまいりますので、今後も引き続き建築行政につきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。お礼のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○委員 では、以上をもちまして、本日の建築分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

【閉 会】